

資料 3

### 原子炉立地審査指針およびその適用 に関する判断のめやすについて

昭和三十九年五月二七日  
原子力委員会

#### 原子炉立地審査指針

この指針は、原子炉安全専門審査会が、陸上に定置する原子炉の設置に先立って行なう安全審査の際、万一の事故に關連して、その立地条件の適否を判断するためのものである。

#### 一 基本的考え方

##### 一 一 原則的立地条件

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起さないように設計、建設、運転および保守を行なわなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備えて、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大する

ような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は、その安全防护施設との關連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

##### 一 二 基本的目標

万一の事故時にも、公衆の安全を確保し、かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として、この指針によって達成しようとする基本的目標は次の三つである。

a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防护施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b さらに、重大事故を超えるような

技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という)。(例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防护施設のうちいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線障害を与えないこと。

c なお、仮想事故の場合にも、国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいこと。

#### 二 立地審査の指針

立地条件の適否を判断する際には、上記の基本的目標を達成するため、少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない。

二 一 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとする。

二 二 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置も講じなければ、その範囲内にいる公衆に著しい放射線障害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線障害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯(例えば、人口密度の低い地帯)をいうものとする。

二 三 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身被ばく線量の積算値が、国民遺伝線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。

#### 三 適用範囲

この指針は、熱出力一萬KW以上の原子炉の立地審査に適用するものとし、一萬KW未満の場合においては、この指針を参考として立地審査を行なうものとする。

原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす

この判断のめやすは、原子炉安全専門審査会が、陸上に定置する原子炉の安全審査を行なうに当り、別紙一(前掲)の

指針を適用する際に使用するためのものである。

一 指針二一にいう「ある距離の範囲」を判断するためのめやすとして、次の線量を用いること。

- 甲 甲状腺(小児)に対して 一五〇レム 全身に対して 二五レム
- 乙 指針二二にいう「ある距離の範囲」を判断するためのめやすとして、次の線量を考えること。

甲 甲状腺(成人)に対して 三〇〇レム 全身に対して 二五レム

- 三 指針二三にいう「ある距離だけ離れていること」を判断するためのめやすとして、外国の例(例えば二〇〇万人レム)を参考とすること。

附 記

(i) 上記めやすは、現時点における放射線の影響に関する知識、事故時における原子炉からの放射性物質の放射の型と種類およびこの種の諸外国における例等を比較検討して、行政の見地から定めたものであるが、とくに放射線の生体効果、国民遺伝線量等については、まだ明確でない点もあるので、今後ともわが国におけるこの方面の研究の促進をはかり、世界のすう勢をも考慮して再検討を行なうこととする。

(ii) 上記めやすは、実際に原子炉事故が生じた場合にとられる緊急時の措置に

関連するめやす(例えば飲食物制限、避難措置等)のための線量等)とは異なった考え方のもとに定めたものである。

(iii) 上記めやすは、原子炉の設置に先立って行なう安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのものであって、原子炉の平常運転時における公衆に対する放射線障害の防止に関連しての判断の基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第一六六号)および同法律に基づく総理府令ならびに科学技術庁告示に規定している。

(iv) 上記めやすのうち一および二は、通常のウラン燃料の原子炉を対象として考えたものである。甲状腺および全身以外のものが障害の見地から重要となる場合には、別途考慮することが必要である。

谷口 知平

不当利得の研究

独・仏・英米の不当利得制度の法理の構成を検討し綜合することにより、著者の見解を構成しつつこの規定の解釈理論を明らかにする。  
A 5 六三二頁 定価二〇〇〇円

松坂 佐一 (法律学全集第22巻)

事務管理・不当利得

\* 不法行為と同巻取載

事務管理・不当利得の制度の起源と沿革をたどることによって制度の本質の理解に資するとともに、その社会的作用を厳密に解明。  
A 5 四〇六頁 頒価八〇〇円

不法行為

加藤 一郎 (法律学全集第22巻)

\* 事務管理・不当利得と同巻取載

最近の判例・学説の成果をとり入れ、具体的な事例に基づいて不法行為を詳細に解説したもので、戦後における最も詳しい体系書。  
A 5 四〇六頁 頒価八〇〇円

明石 三郎

自力救済の研究

正当防衛・緊急避難とならぶ違法性阻却事由の一つである自救行為を、歴史的・比較法的に考察し、わが国制度上の位置づけを行なう。  
A 5 三二八頁 定価九五〇円

谷口知平・植林 弘 (有斐閣双書)

損害賠償法概説

損害賠償の理論的な分析と実際の分析を判例を中心として行なったもの。「損害賠償額」や「慰謝料額」算定のすべてを知る上に至便。  
B 6 三一〇頁 定価五〇〇円

有斐閣